

豊平第四分区町内会高齢者交流会運営規程

(平成23年 6月26日 豊平第四分区町内会規程第6号)

平成23年 7月 1日施行

豊平第四分区町内会高齢者交流会運営規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、豊平第四分区町内会（以下「町内会」という。）会則第33条の規定に基づき、町内会高齢者交流会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この会は、「エクセル・シニアクラブ」と称し、町内会社会福祉部に付置する。

(目的)

第3条 この会は、人生経験豊かな高齢会員相互の親睦と交流を図り、一層の人生修養に努めるとともに、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(交流会への加入要件)

第4条 原則として60歳以上の町内会員で、この会の運営の目的に賛同し、参加申込みした者を会員とする。ただし、本会に加入を希望する町内会員は、60歳未満でも加入することができる。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置くことができる。

クラブ会代表 1名 運営支援者 若干名

事務局長 1名

2 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 クラブ代表及び運営支援者は、会員の互選とする。事務局長は、町内会社会福祉副部長をもって充てるものとする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次の各号とおりとする。

(1) クラブ代表は、この会を代表し、会務を総括する。

(2) クラブ運営スタッフは、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会務を代行する。

(3) 事務局長は、庶務・収支記録、行事の企画等の自主運営の支援事務を処理する。

(運営要領)

第7条 クラブ代表、同運営スタッフ、クラブ会員の協議により、茶話会、研修会等の活動内容に関する運営要領を定めることができる。

2 実施事業や運営要領を定めたときは、事務局長である町内会社会福祉部長を通じて、町内会長に報告しなければならない。

(会計)

第8条 この会の経費は、町内会社会福祉部「エクセル・シニアクラブ」運営費予算、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 収支状況については、随時、証拠書類とともに、町内会会計部長に報告しなければならない。

(補則)

第9条 この規定に定めるもののほか、会の運営上必要な細目は、役員会の議決をへて会長が定めることができる。

附 則

この規程は、平成23年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 2月25日から施行する。

この規定は、平成26年 1月20日から施行する。

この規程は、平成28年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 1月 1日から施行する。